

委員会提出議案第1号

令和7年3月21日

石岡市議会

議長 関 口 忠 男 殿

議会運営委員会

委員長 鈴 木 康 仁

石岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

上記議案を地方自治法第109条第6項及び石岡市議会会議規則第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等により、市議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて所要の整備をするため。

石岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

石岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」を「保有個人情報の特定に資する情報の提供」に改める。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。